

市電沿線観光案内サイン整備業務 委託業者選定 審査基準

市電沿線観光案内サイン整備業務委託業者選定の審査基準に関し、以下のとおり定めるものとする。

1 審査方法

審査方法は、審査員が提案書を基に審査を行い、本業務の実施に最も適した事業者を選定する「プロポーザル方式」により行う。

2 審査の手順

- (1) 提案書等受付時に観光政策課（以下「事務局」という。）にて提示金額が提案上限額以内であるかを確認する。提示金額が提案上限額を超えている場合は、その提案書は審査から除外する。
- (2) 各審査員は、提案書等の記載内容を確認する。
- (3) 各審査員は、「4 審査項目」に示した項目ごとに評価する。
- (4) 事務局は、(3)をもとに審査員ごとの各提案者の評価点数（合計）を出す。
- (5) 審査員ごとに、最も高い評価点数（合計）となった提案者に3点、2番目に高い提案者に2点、3番目に高い提案者に1点を付与する。ただし、同順位の提案者が複数いる場合は、その順位に割り当てられる得点を均等に配分する。（例：最も高い評価点数となった提案者が2者の場合は、その3点と2番目に高い提案者の2点を合算した5点を2者で分け、各2.5点とする。）
- (6) 事務局は、(5)をもとに各提案者の総得点を計算する。

3 受託候補者の選定

- (1) 審査の結果、総得点の最も高い提案者（以下「最高得点者」という。）を契約候補者、次点の提案者を契約次点候補者として選定する。
- (2) 最高得点者が複数ある場合は、各審査員の総評価点（合計）が最も多い者を契約候補者とする。なお、総評価点（合計）も同点の場合は、審査員の協議により選定する。
- (3) いずれの提案も各審査員の評価点数（合計）の総計が半数未満の場合には、要求する水準に満たないものとして候補者の選定に至らないものとする。
- (4) 提案者が一者の場合は、各審査員の評価点数（合計）の総計が半数以上であれば、候補者として選定するものとする。

【例】		審査員1	審査員2	審査員3	審査員4	審査員5	総計
会社A	評価点（合計）	80	77	83	85	88	413
	得点	2	3	3	2.5	3	13.5
会社B	評価点（合計）	60	65	66	63	65	319
	得点	0	0.5	0	0	0	0.5
会社C	評価点（合計）	98	70	80	85	82	415
	得点	3	2	2	2.5	2	11.5
会社D	評価点（合計）	73	65	77	77	70	362
	得点	1	0.5	1	1	1	4.5

この結果、総得点が最も高い会社Aが契約候補者、次点の会社Cが契約次点候補者となる。

4 審査項目

	評価項目	評価基準	評点	係数	配点
①	実施体制・ 業務遂行能力	本業務を確実に実施できる体制が整っているか。 ・業務責任者及び担当者の役割分担が明確である ・工程管理が適切で無理のないスケジュールである ・市電沿線や道路上での施工に関する安全管理体制が確保されている ・類似業務の実績を有している	5	3	15
②	案内サイン 整備に関する 企画提案	利用者の利便性向上及び観光周遊促進につながる提案となっているか。 ・観光客の動線を踏まえた案内計画となっている ・掲載観光地の選定方法が妥当である ・QRコード等のデジタル活用が効果的である ・市が継続的に運用できる提案である ・整備にあたり、観光客のおもてなし向上につながる任意の提案があるか	5	5	25
③	デザイン 性・分かり やすさ	視認性及び案内機能に優れたデザイン提案となっているか。 ・利用者が目的地及び位置関係を容易に理解できる ・ユニバーサルデザイン及び多言語対応に配慮されている ・周辺景観との調和が図られている ・市電沿線全体のデザイン統一が図られている	5	4	20
④	文化観光コ ンテンツ提 案	文化観光回遊の促進につながる提案となっているか。 ・案内サインや説明板の内容が魅力的である ・熊本城エリアと水前寺エリア等の回遊促進に寄与する ・QRコード先のコンテンツ構成が効果的である ・外国人旅行者にも分かりやすい内容である	5	5	25
⑤	施工計画・ 安全対策及 び経費の妥 当性	施工方法及び見積内容が適切であるか。 ・撤去・設置方法が具体的で実現性が高い ・安全対策が十分に講じられている ・提案内容と見積額の整合性が取れている ・費用対効果が高い	5	3	15
					100

※評点

評価	点数
特に優れている	5
優れている	4
普通	3
やや劣る	2
劣る	1